

札幌版：強度行動障がいを有する方への集中的支援 試行プログラム

※集中的支援：自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に強くなり、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった強度行動障がいを有する児者に対し、背景にある個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、障がい特性に応じた支援や環境整備等を障がい福祉サービス等の事業所と共に行い、当該児者の状態の軽減を図ることを目的としたものです。

参加事業所募集

令和6年度「札幌市発達障害児者地域生活支援モデル事業」では、強度行動障がいを有する方（支援困難事例）への集中的支援試行プログラムを実施いたします。

札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる等の職員が適切なアセスメントと有効な支援方法の整理にむけたお手伝いを実施するものです。

札幌市内で強度行動障がいを有する方を支援している障がい福祉サービス事業所の皆様のご参加をお待ちしています。

A日程

B日程

2024年 **7** 月開始 / **10** 月開始 ※どちらも3ヶ月間を予定

実施回数 1ヶ月に1～2回 ※日程等のご相談のうえ調整となります

対象機関 強度行動障がいを有する児者を支援する市内障がい福祉サービス事業所（※申込用紙参照）

募集ケース 強度行動障がいを有する児者ケース（成人：行動関連項目10点以上、児童：強度行動障害判定票20点以上）

※A・B日程各1ケースずつ

※申込多数の場合はケースを選考いたします

申込方法 郵送またはメールにてお申込みください

受付期間 2024年5月21日～6月21日 事業所決定日 6月26日

※対象ケースの状況確認を目的として当センターからご連絡を行う場合がございます

※本事業に採用されなかった場合でも、当センターが申込ケースの相談に

応じさせていただきます



お問い合わせ

〒007-0032 札幌市東区東雁来12条4丁目1-5

社会福祉法人はるにれの里 札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる

担当 岩井・鈴木・石田

Mail ke@harunire.or.jp

「札幌版：強度行動障がい有する児者への集中的支援※試行プログラム」の工程表

実施時期	取り組みの内容	
決定後～開始月まで	事前準備期間	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の方と関係機関向けに本プログラムの主旨及び内容のご説明 ・プログラム実施に伴う書類提出 ・プログラム実施に向けての日程調整 	
プログラム開始月 1ヶ月目	対象ケースのアセスメントや関連機関の情報収集	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース情報、支援状況などの確認 ・アセスメント（聞き取り、直接観察、簡易検査） 	
必要に応じて	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関向け（相談支援事業所等）特性把握と冰山モデルのミニ研修 	
開始から2ヶ月目	集中的支援の実施 お申し込み事業所ごとに方法をお選び頂きます	
実施方法を選択	訪問	<ul style="list-style-type: none"> ■訪問型：お申し込みの事業所内にて、おがる等の職員が直接支援を実施いたします ※対象者の直接支援の活動エリアの環境調整や支援の工夫等を行います ※事業所職員、関係機関の方の同席をお願いいたします ※事業所職員の方には直接支援に伴う準備等にご協力をお願いする場合がございます
	日中受入	<ul style="list-style-type: none"> ■日中型：協力機関（札幌市自閉症者自立支援センター ゆい）にて対象の方を日中帯に受け入れ、おがる等の職員が直接支援を実施いたします ※日中帯の受け入れに伴い、利用契約の書類提出をお願いする場合がございます ※事業所職員、関係機関の方の同席をお願いいたします ※事業所職員の方には直接支援に伴う準備等にご協力をお願いする場合がございます
	夜間受入	<ul style="list-style-type: none"> ■宿泊型：協力機関（自閉症者地域生活支援センターなないろ）にて対象の方を夜間帯に受け入れおがる等の職員が直接支援いたします ※夜間帯の受け入れに伴い、利用契約の書類提出をお願いする場合がございます ※事業所職員、関係機関の方の同席をお願いいたします ※事業所職員の方には直接支援に伴う準備等にご協力をお願いする場合がございます
共通事項	事業所職員、関係機関の方向けにアセスメントと集中的支援から得た情報などをフィードバックさせていただきます	
開始から3ヶ月目	有効な支援方法の整理	
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所職員主体での対象者への支援の実践 ・おがる等の職員によるフォローアップ ※フォローアップ期間はご希望により延長が可能です 	